

1 各学校においては、全国学力・学習状況調査結果を分析し、各学校の実態に応じた学力向上の具体的取組を進める。

2 本年度の本市の調査結果の公表について

**【基本方針】**

- 市教育委員会は、学校・市民・保護者に対して、市内小・中学校全体の調査結果の概況について公表する。
- 各学校は、児童生徒への個人票を返却するとともに、市教育委員会の公表を踏まえて、地域・保護者に対して、自校の特徴や傾向を公表する。
- 各学校では、結果の公表を受け、全国学力・学習状況調査の結果の分析を基に、『学力向上プラン』の見直しを行い、今後の取組について検討する。
- 市教育委員会は、市学力向上検証改善委員会と連携して、市内小・中学校全体（全国学力・学習状況調査等）の分析と考察の結果について報告書を作成し、公表する。

**【留意事項】**

- (1) 学校間の序列化や過度の競争につながらないように、市教育委員会は、個々の学校名を明らかにした公表は行わない。
- (2) 各学校は、自校の結果の数値（平均正答率等）での公表を控え、文章で公表する。
  - 各教科別に、自校の平均正答率を全国平均正答率と比較し、「上回っている」「下回っている」の文言を用いて公表する。  
※ 小学校：国語A・B、算数A・B 中学校：国語A・B、数学A・B
- (3) 各学校は、自校の調査の分析結果と改善方策を公表する。
  - 教科に関する調査結果の概要
    - ・ 学力調査結果
    - ・ 学力調査結果の分析
    - ・ 学校での学習状況に関する調査結果
    - ・ 学校での学習状況に関する調査結果の分析
  - 家庭生活習慣に関する調査結果の概要
    - ・ 家庭学習習慣に関する調査結果
    - ・ 生活習慣に関する調査結果
    - ・ 家庭生活習慣に関する調査結果の分析
  - 調査結果から明らかになった、課題解決のための重点的な取組
    - ・ 教科に関する取組
    - ・ 家庭生活習慣に関する取組
- (4) 公表方法については、次のように行う。
  - 市教育委員会は、市内全体の学力の状況について総括した「全国学力・学習状況調査観点別到達度学力検査 報告書（概要）」を、市のホームページに掲載する。
  - 各学校は、自校の調査の分析結果と改善方策等について、全市統一された形式にまとめ、それを学校ホームページに必ず掲載する。また、掲載したものを抜粋した内容と「全国学力・学習状況調査 観点別到達度学力検査 報告書（概要）」を併せて学校便り等で公表する。  
ただし、個人が特定できるような公表を避けるため、教育委員会が特に必要があると認めた学校は、自校の調査の分析結果を統一した形式での公表は行わない。

## 「平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」の概要

本実施要領は、平成26年度全国学力・学習状況調査の実施に当たり、調査の目的、対象、内容、実施日、実施体制及び結果の取扱い等の調査の適切な実施に必要な事項を定めるもの。教育委員会等は本実施要領に基づき調査に参加・協力する。

### 1. 調査の内容

対象：小学校第6学年，中学校第3学年の全児童生徒  
 内容：国語，算数・数学の2教科 及び 質問紙調査  
 実施日：平成26年4月22日（火）

### 2. 平成25年度実施要領からの主な変更点

教育委員会における市町村・学校の結果公表の取扱い関係部分  
 ⇒〔実施要領P. 5～6「7(5)調査結果の取扱いに関する配慮事項」〕参照

（概要）

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。このことを踏まえ、以下の取扱いとした。

- ◇ 市町村教育委員会（学校の設置管理者）において、それぞれの判断で、実施要領に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるとした。
- ◇ 都道府県教育委員会において、市町村教育委員会の同意を得た場合は、実施要領に定める配慮事項に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるとした。
- ◇ 教育委員会等において調査結果を公表する場合の配慮事項として、

- ・公表内容・方法等は、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断する。
- ・単に平均正答率等の数値のみの公表は行わず、分析結果を併せて公表する。また、分析結果を踏まえた改善方策についても公表する。
- ・市町村教育委員会において個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、当該学校と公表内容・方法等について事前に十分相談する。なお、平均正答率等の数値を一覧にしての公表や各学校の順位付けは行わない。
- ・児童生徒の個人情報の保護や学校・地域の実情に応じた必要な配慮を行う。

ことなどを定めた。